

三 カロリン・ラファイユ*

国民議会における職業倫理監督官

幡野 弘樹** (訳)

XO氏は、コニャック選挙区の国民議会議員である。XO夫人は、コニャックにある公共事業を営む会社の社長である。ある時、コニャック市で新しい中学校建設のための予算が計上され、入札の募集が行われることになった。関心のある会社は、市の公共事業委員会に入札の応募をしなければならない。XO氏は入札を審査する公共事業委員会のメンバーでもある。そして、XO夫人の会社は応札を決断した。

問1：XO夫人は、XO氏がコニャック選挙区の国民議会議員であり、公共事業委員会のメンバーであるにもかかわらず、会社の名において応札することができるか？

問2：XO夫人が応札した場合、XO氏は公共事業委員会のメンバーにとどまることができるのか？XO氏は入札募集手続きの当初から、XO夫人が応札する意思があることを報告しなければならないのか？

この種の利益相反は、国民議会議員にとっては、その職務を行使するにあたってしばしば生じるものである。また、最近、いくつかの事件が、国民の関心を引いた。

そこで、2010年の末に、利益相反予防に関する作業グループが国民議会に設置された。2011年4月には、作業グループの意見が国民議会理事部にて全会一致にて採択された。そこでは、3つの柱に基づく対策が採択された。

第1が、国民議会議員が守るべき主な原則を示す職業倫理規定集の作成である(I)。

第2が、すべての国民議会議員に対して、任期の初めに利益の申告義務を負わせることであり、議員は、実質的变化があるごとに更新しなければならない(II)。

第3が、原則の順守を監視し、議員が求めるすべての職業倫理上の質問に対して

* カロリン・ラファイユ 弁護士・比較立法協会副事務局長

** はたの・ひろき 立教大学法学部准教授

助言を与える職業倫理監督官制度である（Ⅲ）。

2011年4月6日に、国民議会理事部にて職業倫理規定が採択された。また、2011年6月5日には、国会法を専門とする名誉教授であるジャン・ジケル Jean Gicquel 氏が最初の監督官として任命されている。これに対して、利益申告制度は、次の立法期間（2012年の次の選挙後）に施行される予定である。

I 職業倫理規定集

この規定集によると、国民議会議員は、国家、市民の利益のためにのみ行動しなければならない。私的利益の満足、議員自身または近親者の金銭的・物質的利益の獲得を排さなければならない（1条）。

さらに、いかなる場合であっても、国民議会議員は、規定集に規律されている義務を逸脱させる可能性のある個人または法人に依存する状況に陥ってはならない（2条）。

また、国民議会議員は、公的活動と相反しうる個人的利益を申告する義務、および一般利益のみを利するよう利益相反を解決するあらゆる対策を講じる義務を負う（5条）。

最後に、国民議会議員は、決定や行動を彼らが代表する市民に報告する義務を負う（4条1項）。

II 利益の申告

選挙後30日以内に、国民議会議員は、議員を利益相反の状態、すなわち利益の性質や強さからして、議会での職務行使に影響を与える可能性がある合理的にみなされるような議員の義務と私的利益の衝突状態に置く性質を持つ、個人的利益、直系尊属・卑属、配偶者（さらには同棲パートナーやパクスパートナー）の利益を監督官に申告する。

さらに、国民議会議員は、議員や直系尊属・卑属、配偶者・同棲パートナーなどの状況の実質的变化を、直ちに申告しなければならない。

同様に、議員が受け取った、150ユーロを超えるすべての贈与および利益供与、および自然人および法人の招待によりなされた旅行も申告されなければならない。

Ⅲ 監督官の任命

国民議会の監督官は、独立した人格であり、理事部長の発議と少なくとも野党のうち一政党の党首による同意に基づき、執行部構成員の 3/5 の賛成により指名される。

任期は、1 立法期間（通常は 5 年）であり、再任はない。

監督官は、議員の申告を回収し、希望するすべての議員から、議員個人の事案について規定に示された原則を遵守しているか否かの諮問を受けることができる。諮問の請求とそれに対する監督官の意見は非公開である。

監督官は、年報を理事部長に提出する。年報において、監督官は、規定集適用の一般的条件について報告を行うとともに、規定集をよりよく遵守するための提案を行う。

違反を確認した場合、監督官は、関係する議員および国民議会議長に通知を行い、議員に対して義務遵守のために必要な勧告を行う。議員が義務違反を認めない場合、監督官は国民議会議長に付託し、議長はさらに執行部に付託する。執行部は、義務違反に関して 2 カ月以内に裁定を下す。この付託は非公開である。

執行部は、議員に意見聴取し、違反を確認したときは結論を公表する。

結論としては、この対策がうまく機能するか否かに関して、いくつかの問題が残っている。とりわけ、監督官の調査権の正確な内容はいかなるものなのか、調査権は、政治的圧力により妨害されないのか、という問題が重要である。

その点は、いずれ明らかになるであろう。この報告を行う時点では、利益申告という対策の有効性について判断するのは難しい。なぜなら、利益申告は、2012年 6 月の次の国民議会選挙の際に施行されるからである。